

休業要請支援金（府・市町村共同支援金）についてよくあるお問合せ

※ 5月7日更新分より募集要項の記載内容にあわせてカテゴリーを変更（網掛けは7月3日に追加・内容の変更があった項目）

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
1	I. 支援金の概要 (趣旨)	休業要請等対象施設を運営していない場合は対象とならないのですか。	この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えするものです。そのため、施設を運営していない事業者や個人・雇用者等は支援金の支給対象にはなりません。 ※休業要請等対象施設を運営していない場合であっても、府内に事業所があれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号までお問合せ下さい。 <休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308>	5月27日 回答追記
2	I. 支援金の概要 (支給額)	支援金額は一律ですか。支給は先着順ですか。	支援金の額は一律です。中小企業に対しては100万円、個人事業主に対しては50万円です（大阪府と市町村が1/2ずつ負担します）。支給は先着順ではなく、期限までに申請のあった方が対象です。また、支給は1事業者につき1度です。 なお、本支援金は、府と市町村が共同事業として実施することから、当該市町村の補正予算の議決または専決がなされた後、支給されます。	5月5日 回答追記
3	II. 対象要件 (対象事業者)	誰がこの支援金を受け取れるのですか。	令和2年3月31日以前に開業し、営業実態のある中小企業・個人事業主で、下記の(1)から(3)までの3つの要件をすべて満たすことが必要です。 (1)大阪府内に主たる事業所を有していること。 中小企業：申請日に登記上の本店が大阪府内にあること。 個人事業主：事業所が大阪府内にあること。 (2)大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。 (食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する(酒類の提供は夜7時までとする)等の協力を行った場合のみ) (3)令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。 ※ 詳しくは、募集要項をご確認ください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 回答追記

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
4	Ⅱ.対象要件 (対象事業者)	支援の対象外とされている「みなし大企業」の定義は。	以下のいずれかに該当する企業です。 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業	5月10日 回答追記
5	Ⅱ.対象要件 (対象事業者)	施設を所有しない事業者(イベント運営会社等)は対象ですか。	施設を運営していないので、対象となりません。 ※施設を所有していない場合であっても、府内に事業所があれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター:0570-200-308＞	5月27日 回答追記
6	Ⅱ.対象要件 (対象事業者)	申請後、倒産又は廃業となった場合どうなりますか。	審査の結果、支給決定があった場合は支給させていただきますが、倒産・廃業による口座閉鎖など、お受け取りにできない場合は、支給できない場合があります。	5月4日 新規追加
7	Ⅱ.対象要件 (法人の本店所在地)	本社は東京都ですが、大阪府内でスポーツジムを運営しています。このスポーツジムが休業している場合は支援金の支給対象となりますか。	大阪府内に本社(登記上の本店)がある場合に支援金の支給対象となります。本社が他府県にある場合は、支援金の支給対象とはなりません。なお、個人事業者は、大阪府内に事業所があれば支援金の支給対象となります。 ※本社が他府県にあっても、府内に事業所があれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター:0570-200-308＞	5月27日 回答追記
8	Ⅱ.対象要件 (法人の本店所在地)	本社は大阪府ですが、兵庫県でカラオケボックスを運営しています。このカラオケボックスが休業している場合は支援金の支給対象となりますか。	休業要請等の対象施設が大阪府外にある場合、大阪府の休業要請等の対象ではないので、支援金の支給対象とはなりません。 ※休業要請等の対象施設が大阪府外にあっても、府内に事業所があれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター:0570-200-308＞	5月27日 回答追記
9	Ⅱ.対象要件 (法人の本店所在地)	「申請日に登記上の本店が大阪府内にあること」とありますが、いつ時点で大阪に法人登記があればよいのですか。	申請日時点で、府内に法人登記をされている法人が対象となります。但し、令和2年1月1日以降に府内に移転された事業者については、履歴事項全部証明書等、移転の事実を証する書類を提出してください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問修正
10	Ⅱ.対象要件 (個人事業主)	個人事業主として大阪府でネイルサロンを経営しており、現在休業していますが、支援金の支給対象となりますか。	個人事業主の場合、確定申告の納税地(住所地等)に関わらず府内に事業所があれば支援金の支給対象となります。	5月16日 回答追記

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
11	Ⅱ.対象要件 (個人事業主)	1人で複数の中小企業代表者と個人事業主として事業を行っています。この場合、法人の代表と個人事業主として両方とも支援金の支給対象となりますか。	休業要請等を受けて休業をしている事業主であれば、個人および各法人で支援金の支給対象となります。	5月4日 回答追記
12	Ⅱ.対象要件 (休業期間)	休業期間について、全面的な協力とありますが、4月14日から休業が必要ですか。	原則として、令和2年4月14日から5月6日までの全ての期間において休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮)にご協力をいただく必要があります。なお、休業等に向けた準備期間を考慮し、4月21日から5月6日までの全ての期間において休業にご協力をいただいた方も支援金の支給対象とします。	4月28日 一部修正
13	Ⅱ.対象要件 (休業期間)	少なくとも4月21日から5月6日までの全ての期間において休業する必要があるとのことですが、21日は店舗を開けてしまいました。支援金はもらえないのですか。	この場合、支援金の支給対象となりません。少なくとも4月21日から5月6日までの全ての期間において休業等にご協力いただく必要があります。	4月28日 一部修正
14	Ⅱ.対象要件 (対象施設／考え方)	この支援金の支給対象施設になっているかどうかは、具体的にどこで確認できますか。	「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)ホームページ」に掲載している「支援金対象・対象外施設一覧」をご覧ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kyugyoshienkin/index.html	4月28日 一部修正
15	Ⅱ.対象要件 (対象施設／考え方)	休業要請等を受けていない事業者が休業した場合は支援金の支給対象となりますか。	府の休業要請等に応じていただいた施設の運営事業者に対する支援金ですので、休業要請を受けていない事業者が休業した場合は対象となりません。 ※休業要請等を受けていない事業者については、府内に事業所があれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
16	Ⅱ.対象要件 (対象施設／考え方)	百貨店、ショッピングセンター等の複合商業施設全体が休業した場合、テナントとして入居している店舗も休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	複合商業施設にテナントとして入居している場合、運営している施設が休業要請等対象であれば、支援金の支給対象となります(ペットショップ、宝石類の販売店、おもちゃ屋等)。一方、生活必需物資販売施設(スーパーマーケットや文房具屋等)であれば、休業要請等対象施設ではないため、支援金の支給対象とはなりません。 ※休業要請等対象施設でない場合、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
17	Ⅱ.対象要件 (対象施設／考え方)	休業要請等対象施設には収用する人数などの要件はありますか。	人数について、基準を設けることはありません。	5月3日 新規追加
18	Ⅱ.対象要件 (対象施設／食事提供施設)	10時～22時まで営業している飲食店です。時間短縮した場合、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	22時まで営業していた店舗が20時までの営業に短縮するなど、5時から20時までの間の営業に短縮した場合に支援金の支給対象となります。なお、終日休業した場合も対象となります。	4月28日 一部修正

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
19	Ⅱ.対象要件 (対象施設／食事提供施設)	10時～18時まで営業している飲食店です。4月14日から終日休業しているのですが、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	この事例の場合、支援金の支給対象となりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は休業要請等の対象外となります。 ※営業時間が休業要請等の対象外であった食事提供施設について、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
20	Ⅱ.対象要件 (対象施設／食事提供施設)	22時まで営業していた飲食店ですが、20時以降は、テイクアウトサービスに切り替えて、営業を継続した場合は、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	店内飲食の営業時間を短縮し、20時から5時までの営業を行わない場合は、支援金の支給対象となります。なお、この時間帯(20時から5時)にテイクアウトサービスに切り替えていても休業要請等に応じていただいたこととなります。	4月28日 一部修正
21	Ⅱ.対象要件 (対象施設／食事提供施設)	コンビニエンスストアのイートインコーナーだけ、要請期間中使用不可としています。支援金の支給対象となりますか。	コンビニエンスストアとして判断するため、支援金の支給対象とはなりません。 ※コンビニエンスストアについて、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
22	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別ケース)	休業要請等がされている商業施設のうち、100㎡以下の広さの場合は、適切な感染防止対策を徹底の上で営業可能となっています。現在、80㎡の金券ショップ(休業要請等対象施設)を運営していますが、休業した場合には休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。従って、100㎡以下であっても、休業した場合は支援金の支給対象となります。 ※100㎡以下で感染防止を徹底して営業した場合、本制度の対象にはなりませんが、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
23	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別ケース)	宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	宴会場(休業要請等対象施設)を閉めているので、支援金の支給対象となります。ホテル社会生活を維持する上で必要な施設は、休業要請等の対象外施設ですが、宴会場集会・展示施設は、休業要請等の対象施設となります。	5月5日 回答追記
24	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別ケース)	宴会場のあるホテルで、宴会場のみを休業しています。ホテルは営業している場合は、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	宴会場(休業要請等対象施設)を閉めているので、支援金の支給対象となります。休業要請期間中に宴会場のみ休業いただいた場合も、休業要請等に応じていただいたこととなります。	5月5日 回答追記

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
25	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	ホテルの宴会場の委託を受けている事業主です。宴会場が閉鎖されており休業しているのですが、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	宴会場(休業要請等対象施設)の委託の場合、施設の運営事業者がホテルであれば、支援金の支給対象とはなりません。 ※施設の運営を行っていない場合であっても、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
26	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	サウナを併設した銭湯を運営しており、4月14日から休業しています。休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	サウナ(休業要請等対象施設)を閉めているので、支援金の支給対象となります。銭湯(社会生活を維持する上で必要な施設)は、休業要請等の対象外ですが、サウナは休業要請等の対象施設となります。	5月7日 回答追記
27	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	サウナを併設した銭湯を運営しており、4月14日からサウナのみ閉鎖しています。休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	休業要請期間中、サウナのみ閉鎖いただいた場合も、休業要請等に応じていただいたこととなります。	4月28日 一部修正
28	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	美容室の一部を借りてネイルサロンをしており、休業要請等が出たため、休業しています。美容室は空いているのですが、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	ネイルサロンの事業者が、契約によって美容室から場所を借りている場合は支援金の支給対象となります。ただし、美容室に雇用されているなど、事業主でない場合は対象なりません。	5月5日 質問・回答 追記
29	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	「理髪店、美容院」は支援金の支給対象となりますか。	「理髪店、美容院」は、休業要請等の対象施設ではないため、支援金の支給対象にはなりません。 ※「理髪店、美容院」について、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
30	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	週に数回レンタルスペース等を借りて、そろばん教室をしていましたが、休業要請等を受けて休業しています。賃貸借契約を結んでおらず、随時施設を予約して借りているのですが、休業要請等に応じたことになり、支援金の支給対象となりますか。	継続的な賃貸借契約等を行っていない場合は、施設の運営事業者とは言えず、支援金の支給対象にはなりません。 ※施設の運営を行っていない場合であっても、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記
31	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	寺社等、スペースを無償で長期継続的に借りて、学習教室、書道教室等を運営している場合は支援金の支給対象となりますか。	常時排他的に占有できる契約を締結していない場合は、施設の運営事業者とは言えず、支援金の支給対象とはなりません。 ※施設の運営を行っていない場合であっても、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月27日 回答追記

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
32	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	学校等文教施設内で食事を提供する施設(食堂、給食など)は支援金の支給対象となりますか。	<p>【対象外ケース】 委託を受けて、対象施設内で食事を提供している場合(食事提供事業者の施設とは言えないため)</p> <p>※施設の運営を行っていない場合であっても、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター:0570-200-308＞</p> <p>【対象ケース】 対象施設と賃貸借契約等(行政財産使用許可など)を交わし、食事提供事業者の施設としてとらえられる場合は以下のケースにより対象 ・対象施設内の限られた人に食事提供する場合は、文教施設の一部と解するため、全面休業することで対象 ・対象施設外の一般の人にも広く食事を提供する場合は、飲食店と解し、夜間(夜20時から翌朝5時まで)の時間帯の営業を短縮した場合は対象</p>	5月27日 回答追記
33	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	ヘアカット等を行わないヘアメイク(髪結い)やヘアカラー(白髪染め等)の専門店は支援金の支給対象となりますか。	支援金の支給対象となります。	5月5日 質問・回答 追記
34	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	高級腕時計店は、支援金の支給対象となりますか。	<p>宝石類や金銀の販売店として扱う場合は、支援金の支給対象となりますが、時計卸売業(販売店)として扱う場合は対象外となります。</p> <p>※「時計卸売業(販売店)」について、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター:0570-200-308＞</p>	5月27日 回答追記
35	Ⅱ.対象要件 (対象施設／個別 ケース)	建設業は、支援金の支給対象となりますか。	<p>建設業は事業所が作業場を主としているのであれば作業場、事務所主体であれば事務所扱いとなります。いずれの場合も支援金の支給対象外です。</p> <p>※「建設業」について、府内に事業所がある事業者であれば「休業要請外支援金」の対象となる可能性があります。詳しくは下記電話番号あてお問合せ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター:0570-200-308＞</p>	5月27日 回答追記
36	Ⅱ.対象要件 (売上)	売上はどのように比較するのですか。	確定申告の添付書類や帳簿等に記載されている、昨年4月と今年4月の事業に関する売上高を比較します。ただし、売上高に事業収入以外のものが含まれている場合は合算しません。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 回答追記
37	Ⅱ.対象要件 (売上)	雑収入となる保険金収入は、売上に合算できますか。	合算できません。	5月3日 新規追加

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
38	Ⅱ.対象要件 (売上)	国からの助成金の中には、経理区分上、売上に計上するよう指導されているものがあります。助成金を売上に計上している場合は、その額を含まずに比較できますか。	助成金のような事業外の一時的な収入等は通常は「雑収入」として計上します。仮に、会計処理上「事業収入」に計上していた場合は、補足資料として、売上詳細やその中に含まれる助成金の内容・金額が分かる資料、含まない場合の50%売上減の算出根拠を提出ください。それらの補足資料等を踏まえて審査で判断いたします。	5月14日 新規追加
39	Ⅱ.対象要件 (売上)	法人又は個人事業主で複数の事業を実施している場合の売上は、対象事業だけでなく全事業をもって判断するのですか。	法人又は個人事業主で複数の事業を実施している場合、対象事業だけでなく全事業をもって売上を判断します。	5月12日 質問・回答 追記
40	Ⅱ.対象要件 (売上)	府内で4店舗のバーを経営しているオーナーです。各店舗の4月の売上が前年同月比で50%以上減少している場合、それぞれの店舗ごとで支援金の支給申請ができますか。	店舗単位での申請はできません。この支援金の支給は、1事業者につき1度となります。	5月7日 質問追記
41	Ⅲ.申請手続き (申請期間)	申請書類の提出期限が6月20日（消印有効）に延長されたとのことですが、WEB登録の期限も延長されるでしょうか。	WEB登録後、必要書類の準備に時間を要することを踏まえて提出期限を延長しましたが、WEB登録につきましては、5月31日まででお願いいたします。	5月25日 新規追加
42	Ⅲ.申請手続き (WEB登録)	URLのご案内メールが届きません。	メール受信拒否等をされている可能性があるため設定を確認いただき、<noreply@form.kintoneapp.com>アドレスからのメールが受信できるように設定を変更し、再度メール登録送信ください。 または、別のメールアドレス(Gmail等)を使用していただき、再度メール登録送信ください。 ※個人携帯のキャリアメールアドレス(@docomo.ne.jpなど)は、迷惑メール対策として受信拒否設定されていることが多いため、アドレス指定受信の設定をお願いします。(設定方法の詳細は、機種ごとに異なるため、販売店等に確認ください。)	5月1日 新規追加
43	Ⅲ.申請手続き (WEB登録)	Web入力後、誤りを見つけたため、入力完了したデータを、修正したいです。	一度入力完了したデータは、修正できません。ダウンロードした申請書に二重線での訂正と、訂正印として法人は代表者印・個人は実印(申請書に押印したもの)を押印して提出してください。 書類審査の際に、事務局でデータを訂正します。	5月2日 一部修正
44	Ⅲ.申請手続き (WEB登録)	法人番号が重複しているとメールが届きました。	誤って法人番号が入力された可能性があります。再度入力をお願いします。	5月1日 新規追加
45	Ⅲ.申請手続き (WEB登録)	入力完了したが、Web受付完了メールが届きません。	メールアドレスの登録誤り等の可能性があります。再度入力をお願いします。	5月1日 新規追加
46	Ⅲ.申請手続き (WEB登録)	同じメールアドレスで、複数の法人や個人事業主を登録してもよいですか。	同じメールアドレスで、複数登録することは可能です。(近い方に代理入力などを頼まれた際など)その都度、メールアドレス登録→URL案内メール受信→申請者情報登録→Web受付完了、の手順を繰り返し実施ください。	5月1日 新規追加

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
47	Ⅲ.申請手続き (WEB登録)	メールアドレスの変更入力できません。	最初の画面で登録いただいたメールアドレスを自動設定しており、申請者情報を入力する画面では、変更できないようにしています。 変更したい場合、処理がうまくいかない場合などあれば、再度、はじめのメールアドレス登録画面から再度入力(やりなおし)ください。 なお、「番号43」に記載のとおり、申請者情報入力決定後(受付番号通知後)のデータ修正はできません。	5月1日 新規追加
48	Ⅲ.申請手続き (申請書のダウンロード)	Myページが表示できない。(メールのURLリンクが途中でできている)	メールに記載されているMyページのURL全体(途中でできているので末尾までご自身で再度範囲指定)コピーし、SafariまたはChromeに貼りつけ、表示し直してください。 それでも表示されない場合、Web受付登録自体は完了していますので、募集要項中にある白紙の様式1に、受付番号ほか、入力内容を手書きで記載し、その他書類とあわせて提出してください。 その際、データ入力済みダウンロードできなかったことを付記していただくようお願いいたします。 ※メールソフトによっては、URLのリンクが途中でできているため、URLの末尾までハイパーリンクが設定されていないことがあります。(青字下線が途中でできているため、ご自身で再度範囲指定し、貼り付け、表示しなおしてください)	5月1日 新規追加
49	Ⅲ.申請手続き (申請書のダウンロード)	PDFが表示できません。(主にYahooメール)	Myページリンクをコピーし、SafariまたはChromeに貼りつけ、表示し直していただき、ダウンロードボタンを押してください。(Myページにも同内容を掲載しております。それでも表示されない場合は、「番号48」の回答と同様、手書き対応の上、様式1を提出してください)	5月1日 新規追加
50	Ⅲ.申請手続き (申請書のダウンロード)	スマホからコンビニで印刷する方法がわかりません。 コンビニで印刷したが入力項目が消えています。	Myページに掲載しております、ご利用されるコンビニエンスストアの印刷(セブンのかんたんnetprintやプリントスマッシュ)方法をご参照ください。(それでも表示(印刷)方法が不明な場合は、「番号48」の回答と同様、手書き対応の上、様式1を提出してください)	5月7日 回答追記
51	Ⅲ.申請手続き (申請書のダウンロード)	Web入力後、申請書ダウンロード印刷したが、様式2、3が出力されません。	申請書ダウンロードで印刷されるものは、様式1のみです。 様式2、3は、府ホームページの「休業要請支援金(府・市町村共同支援金)」についてより、印刷ください。	5月1日 新規追加
52	Ⅲ.申請手続き (申請書類の提出)	申請書類の提出について、レターパックライト等とありますが、青色(レターパックライト)と赤色(レターパックプラス)のどちらで郵送すればよいですか。	「レターパックライト」で郵送してください。なお、「レターパックライト」が入手できない場合は、郵便局窓口にて「特定記録郵便」で送付してください。(対面の受け取りが必要な「レターパックプラス」、「書留郵便」、「宅急便」等は事務局職員不在時に受領できない可能性があるためご遠慮ください。)	5月25日 質問追記
53	Ⅲ.申請手続き (申請書類の提出)	レターパックライトに記載する電話番号はどこのものを書けばよいですか。	休業要請支援金相談コールセンターの電話番号(06-6210-9525)を記載ください。 ※ポスト投函の場合は記載が無くても郵送されます。	5月2日 質問追記
54	Ⅲ.申請手続き (申請書類の提出)	申請書類郵送後、不足書類に気づいた場合はどうすればよいですか。	受付の時点で不備があった場合は、不備の箇所をお伝えする書類とともに、すべての書類を返却します。書類を整え、再提出してください。返却はしますが、申請自体は有効です。	5月3日 新規追加

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
55	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請書が受理できているかどうかを確認したいです。	非常に多くの申請をいただいております、個別の状況については確認が困難です。お問い合わせ番号から郵便追跡サービスにてご確認いただけます。 (スマホ等で確認可です。郵便局の窓口でもご照会いただけます。)	5月4日 新規追加
56	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請書類に不足や記載漏れがあった場合は、どのように連絡が来ますか。	不足や記載漏れの箇所をお伝えする文書とともに全ての書類を返却させていただきますので、必要な修正を行った上で、改めて全ての書類をレターパックライト等でご送付ください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 一部修正
57	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請書類に不足や記載漏れがあった場合、どのような手法で返却されますか。	郵便物の追跡ができる手法(配達履歴郵便)で全ての書類を返却します。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 一部修正
58	Ⅲ.申請手続き (申請後の取扱い)	申請書類に不足や記載漏れがあった場合、補正も含めて5月31日の消印で提出しなければいけないのですか。	申請書類の提出が5月31日消印(WEB登録が5月31日までに行われたものは6月20日消印)であれば、補正後の再提出が6月以降でも有効です。受け付けたものについては順次審査をまいります。 なお、補正について概ね2週間以内の再提出をお願いしております。	5月25日 回答追記
59	Ⅳ.支援金の支給 (審査)	審査の進捗状況や支給までの目安を教えてください。	只今、非常に多くの申請があり、順に審査を進めているところです。 支給要件に問題がなく、必要な書類がすべて整っている場合は、申請から2～3週間で、指定口座に振り込まれる予定です。 ただし、必要書類に記載漏れ、添付漏れ等がある場合は、内容確認や書類の補正などに時間を要します。 また、支給要件に疑義があるものは、慎重に審査を行いますことから、決定までに時間を要することがあります。 申請書が到着したのから順次審査を行い、支給を始めておりますので、今しばらくお待ちください。 なお、審査に関する個別のお問合せについてはお答えできません。予めご了承願います。	5月25日 回答追記
60	Ⅳ.支援金の支給 (審査)	5月初旬に申請したのですが、まだ支給を受けていません。審査は進んでいるのでしょうか。	多数の申請(郵便到着)をいただいております、順次開封し、審査を行っております。 体制の強化を図りながら、鋭意進めておりますが、審査にお時間をいただいております、大変申し訳ございません。 支給要件に問題がなく、必要な書類が全て整っている場合は、随時、指定口座に振り込まれる予定です。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。 また、必要書類に記載漏れ、添付漏れ等があるものについては、先日より申請者への返送を開始し、再申請のサポートにも取り組んでいます。 なお、審査に関する個別のお問合せについてはお答えできません。予めご了承願います。	6月22日 回答追記

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
61	IV.支援金の支給 (審査)	書類不備のため資料一式が返却されてきました。追加資料を用意するのに時間がかかるのですが、申請期限(5月31日)に間に合わない場合はどうなるのでしょうか。	書類不備等で返却させていただいている案件につきましては、受付を済ませておりますのでご安心ください。 申請期限(5月31日)は気になさらず、(返却資料に同封の)ご案内のとおり、書類等を整えていただき、手続きを進めていただきますようお願い申し上げます。	5月27日 新規追加
62	IV.支援金の支給 (通知)	審査の結果(支給・不支給)はどのように通知されるのですか。	審査の結果、支援金を支給する決定をした時は、金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします(文書やメールによる通知はありません)。 支援金を支給しない旨の決定をした時は、後日文書にて不支給に関する通知をします。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 回答修正
63	V.その他 (ホームページへの掲載)	申請事業者の大阪府ホームページへの掲載(公表)の目的はなんですか。	大阪府の休業要請にご協力のお申し出をいただいた事業者の方に感謝の意を表すために公表するものです。	5月12日 新規追加
64	V.その他 (ホームページへの掲載)	「休業要請等にご協力いただいた事業者として、休業要請等の対象となる施設の情報(施設名称(屋号)・所在地)を大阪府のホームページに随時掲載します」とありますが、何がどこに公表されるのですか。	大阪府の休業要請等にご協力のお申し出をいただいた事業者の方の施設名称とその市町村名を府の支援金ホームページに掲載します。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問修正
65	V.その他 (ホームページへの掲載)	いつホームページへ掲載されるのですか。	多数の申請をいただいておりますので、掲載がいつになるかはお答えしかねます。	5月12日 新規追加
66	V.その他 (ホームページへの掲載)	掲載されてしまったが、ホームページから削除してほしい場合、どうしたらよいのですか。	本支援金は、制度上、申請内容に基づき、大阪府の休業要請にご協力いただいた施設名称等を公表することとしております。 ご理解いただきますようお願い申し上げます。	5月12日 新規追加
67	V.その他 (ホームページへの掲載)	支給後に要件を満たしていないことが判明しました。申請を取り下げたいがどうすればよいのですか。	支給後に支給要件を充たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。 届け出をされる方は、休業要請支援金相談コールセンター(06-6210-9525)までご一報ください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 新規追加
68	V.その他 (ホームページへの掲載)	申請後に要件を充たしていないことが判明しました。申請を取り下げたいがどうすればよいのですか。	申請後かつ支給前に支給要件を充たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。 届け出をされる方は、休業要請支援金相談コールセンター(06-6210-9525)までご一報ください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 回答修正
69	V.その他 (ホームページへの掲載)	申請後に支給要件を充たしていないことが判明し、取り下げの届出を行ったが、この場合でも、公表されるのでしょうか。	取り下げしていただいた場合は公表されません。なお、行き違いで公表される場合がありますが、後日修正いたします。	5月30日 新規追加

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
70	申請に必要な書類 (申請書)	府内で複数の休業要請等対象施設を運営している場合、休業要請等対象施設の情報には、その内の事業所一つだけを記入すればよいのですか。	実際に休業要請等に協力いただいている事業所(店舗等)一つだけを記入ください。施設に係る他の必要書類(写真、営業に関する許認可証の写し、賃貸借契約の写し)もその一か所のもので構いません。なお、売上は一つの事業所(店舗等)ではなく、事業全体での比較となります。	5月15日 新規追加
71	申請に必要な書類 (申請書)	休業要請等対象施設の情報「施設の名称」には何を記入するのですか。	府の休業要請等に応じていただいた施設の店舗名を記入ください。 ※様式1 休業要請支援金(府・市町村共同支援金)申請書 記入例を参照ください。	5月15日 新規追加
72	申請に必要な書類 (申請書)	休業要請等対象施設の情報「種類・内訳」には何を記入するのですか。	府の休業要請等に応じていただいた施設について、ホームページで掲載しています「支援金対象・対象外施設一覧」でご確認いただき、「種類・内訳」をご記入ください。 なお、WEB入力時に、選択肢が無かった場合や、どの選択肢を選んだらいいか不明の場合は、内訳「その他」を選択いただき、「内訳その他のとき」に具体的に記載ください。 ※「支援金対象・対象外施設一覧」が都度更新されるため、選択肢に反映できていない可能性があります。 ※様式1 休業要請支援金(府・市町村共同支援金)申請書 記入例を参照ください。	5月15日 新規追加
73	申請に必要な書類 (確定申告書)	令和2年3月31日以前から、営業活動を行っていることがわかる公的書類の一つである「直近の確定申告書等の写し」は何が必要ですか。	【法人】 ・法人事業概況説明書の写し ・法人税確定申告書別表一(一)の写し ・平成31年4月の帳簿等(例:月次試算表、売上台帳、現金出納帳など)の写し ※決算期により申告時期を迎えていない場合や設立後未決算の場合は、募集要項P.9を確認ください。 【個人事業主】 ・確定申告書B第一表・第二表の写し ・平成31年4月の売上が分かる帳簿等(月次試算表、売上台帳、現金出納帳等)の写し ・所得税青色申告決算書又は白色申告で収支内訳書を作成されている方は、収支内訳書の写し ※平成31年4月2日以降に開業した場合は、募集要項P.12を確認ください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問・回答 追記
74	申請に必要な書類 (確定申告書)	直近の確定申告を電子申請しましたが、電子申告の「受信通知」が手元にない場合、どうすればよいですか。	電子申請の場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「受信通知」の添付は不要です。 (国の持続化給付金と同じ取扱いです)	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問追記

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
75	申請に必要な書類 (確定申告書)	法人で直近の確定申告書の写しを用意できない場合はどうすればよいですか。 (確定申告書に受付印等がない場合を含む)	直近の確定申告書の写しは、公的証明書や届出により営業実態を確認するためにご提出いただくものです。ご用意できない場合は、下記のいずれかの書類を提出してください。 ○納税証明書(その2)…税務署発行 ○履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の写し ○事業税申告書の写し(受付印のあるもの) ○住民税申告書の写し(受付印のあるもの) ○課税(所得)証明書…市町村発行 ※ 平成31年4月の帳簿等(月次試算表、売上台帳、現金出納帳など)の写しは必ず提出してください。 ※ 受領印がない直近の確定申告書がある場合は、その写しを上記と併せて提出して下さい。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問・回答 追記
76	申請に必要な書類 (確定申告書)	個人事業主で直近の確定申告書の写しを用意できない場合はどうすればよいですか。 (確定申告書に受付印等がない場合を含む)	直近の確定申告書の写しは、公的証明書や届出により営業実態を確認するためにご提出いただくものです。ご用意できない場合は、下記のいずれかの書類を提出してください。 ○納税証明書(その2)…税務署発行 ○事業税申告書の写し(受付印のあるもの)…府税事務所に申告した場合に入手可 ○住民税申告書の写し(受付印のあるもの)…各市町村に申告した場合に入手可 ○課税(所得)証明書…市町村発行 ○開業届の写し(税務署受付印のあるもの) ※ 税関係の書類をご用意できないとのご意見を多数いただきましたので、「開業届の写し」を追加しました。 ※ 平成31年4月の帳簿等(月次試算表、売上台帳、現金出納帳など)の写しは必ず提出してください。 ※ 受領印がない直近の確定申告書がある場合は、その写しを上記と併せて提出して下さい。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問・回答 追記
77	申請に必要な書類 (開業届)	「開業届の写し」を紛失等の理由で用意できない場合、他の書類で代用することは可能ですか。	営業実態を確認するために必要な書類です。所管の税務署にご相談ください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 回答変更
78	申請に必要な書類 (帳簿等)	月次の売上計上が1日から末日まで出ない場合(20日×)は前年度の計上方法と同じ期間で令和2年4月の売上を計算するのですか。	前年度と同じ期間での提出が好ましいと考えております。なお、提出期間は5月31日までとなっておりますので、それまでに資料をそろえてご提出ください。	5月1日 新規追加
79	申請に必要な書類 (帳簿等)	令和2年4月の売上が0の場合、何を提出すればよいですか。	売上が0とわかる帳簿等の写しを提出してください。	5月3日 新規追加

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
80	申請に必要な書類 (施設の写真)	申請する施設の写真(外観・内観・看板表示の3点)のイメージを教えてください。また、看板の写真が撮れない場合はどうすればよいですか。	1外観とは、屋外から対象施設の全景が取れるもの、ビル内の場合、店舗の入り口のことです。(ビルに入居している場合は、ビルの外観と店舗の外観の2種類の提出がのぞましい) 2内観とは、施設内のことです。 3看板表示とは、屋外看板、屋内看板、建物内案内板のことです。 看板が無い場合は、施設の入り口、店舗名が表示されているドア、テナント表示、ポストなどを撮影してください。	5月2日 一部修正
81	申請に必要な書類 (本人確認)	申請に必要な「本人確認書類の写し」について、運転免許証、パスポート、保険証以外には何がありますか。	下記のいずれかの身分証明書の写しを提出してください。 ○マイナンバーカード(表面) ○住民基本台帳カード ○在留カード ○特別永住者証明書 ○外国人登録証明書 ※ 運転免許証等をご用意できないとのご意見を多数いただきましたので、募集要項にも明記しました。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問・回答 追記
82	申請に必要な書類 (本人確認)	本人確認書類の写しが旧姓(結婚前・離婚前)の場合、何を添付すればよいですか。	住民票等の公的書類で確認できるので、提出してください。	5月1日 新規追加
83	申請に必要な書類 (本人確認)	本人確認書類の写しが旧住所の場合、何を添付すればよいですか。	住民票の写しを提出してください。	5月1日 新規追加
84	申請に必要な書類 (本人確認)	外国籍であり、申請に必要な書類によって本名で記載されているものと通名で記載されているものがあるが、提出書類はどうすればよいですか。	戸籍抄本や住民票など、本名と通称名が併記されている書類を提出してください。	5月5日 質問追記
85	申請に必要な書類 (本人確認)	外国人の個人事業主で実印がない(実印登録をしていない)場合はどうしたらよいですか。	「在留カード」、「特別永住者証明書」や「外国人登録証明書」の写しをご提出ください。	5月5日 新規追加
86	申請に必要な書類 (営業許可等)	営業に関する許認可等を紛失した場合はどうすればよいですか。	再発行していただき、提出してください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問追記
87	申請に必要な書類 (賃貸借契約)	賃貸借契約書は全てのページをコピーするのですか。	貸主・借主・休業期間に対応する契約期間(自動更新の場合はその条項)・対象物件・賃料が記載されたもの等、賃貸借契約が締結されていることが確認できる部分の写しを提出してください。 ※必ず、契約者(借主)の住所、署名捺印(又は記名押印)が分かるものを提出してください。(悩まれる場合は賃貸借契約書全体の写しを提出してください。)	5月16日 募集要項 改正に あわせて 回答追記

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
88	申請に必要な書類 (賃貸借契約)	賃貸借契約書等においては転賃借も対象となりますか。	転賃を受け施設を運営する転借人も対象となります。その場合は、賃貸借契約書の写し以外に、転賃借の事実が分かる書面(契約書等)を提出して下さい。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 新規追加
89	申請に必要な書類 (賃貸借契約)	対象施設の賃貸借契約書上の借主と申請者が異なり、契約書上の借主と申請者の間で、別途契約書が作成されていない場合は何を提出したらよいですか。 1配偶者 2親子 3知人等 4複数の共同経営者でそれぞれが個人事業主として確定申告。代表者一人が賃貸借契約書上の借主で、他の共同経営者は契約を行っていない。	1配偶者の事業の用に供していることについて、賃貸借契約書上の借主及び申請者(借主の配偶者)連名での申出書を作成・提出して下さい。 2親(子)の事業の用に供していることについて、賃貸借契約書上の借主及び申請者(親(子))連名での申出書を作成・提出して下さい。 3知人等の事業の用に供していることについて、賃貸借契約書上の借主及び申請者(知人等)連名での申出書を作成・提出して下さい。 4賃貸借契約書上の借主一人のみが申請できますので、その他の共同経営者は申請できません。 ※対象施設の賃貸借契約書は必ずご提出ください。	5月16日 募集要項 改正に あわせて 質問・回答 追記
90	申請に必要な書類 (振込先確認)	振込先は当座預金でお願いしたいが、通帳がない場合はどうすればよいですか。	下記の書類の写しのうち、「支店名・口座・名義人」が記載されているいずれかの書類を提出して下さい。 ・当座勘定照合表 ・残高証明書 ・金融機関が発行する口座証明書	5月9日 新規追加
91	申請に必要な書類 (補足資料)	募集要項に記載のある必要資料だけでは支給を受けられるかどうか不安です。補足説明資料を同封してもよいですか。	審査の迅速化の観点からも補足説明のための資料を同封していただいても差し支えありません。	5月2日 一部修正
92	その他 (休業要請外支援金)	現在申請中ですが、支給は確認できず、書類不備による返却もありません。対象外の可能性があるかもしれませんが、「休業要請外支援金」にも申請してよいですか。	「休業要請外支援金」と本支援金は異なる制度ですので、それぞれの支援金の要件をご確認のうえ、ご申請ください。 なお、両制度に申請した場合、両方の支援金が支給されることはありません。 ※「休業要請外支援金」の詳細については下記電話番号までお問い合わせ下さい。 ＜休業要請外支援金コールセンター：0570-200-308＞	5月30日 回答変更
93	その他 (休業要請外支援金)	休業要請外支援金に該当するため、休業要請支援金の申請を取り下げたいが、どのようにすればよいのでしょうか。	申請後に支給要件を充たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。 届け出をされる方は、休業要請支援金相談コールセンター(06-6210-9525)までご一報ください。	5月30日 新規追加

番号	カテゴリー	質問	回答	更新日等
94	その他 (休業要請外支援金)	<p>休業要請支援金の不支給決定通知を受けたので、今から準備して休業要請外支援金に申請したいが、7月7日(WEB事前受付がある場合は7月14日)までの消印で提出することが難しい場合、どうしたらいいのでしょうか。</p> <p>※WEB事前受付とは新たに、休業要請外支援金のWEB事前受付ページから申請者情報等を入力して事前受付登録を完了する(「受付番号の取得」まで行う)必要があります。</p>	<p>休業要請支援金の不支給決定通知書を受けとった方のうち、休業要請外支援金の対象となる方については、左記の申請期間に関わらず、不支給決定通知書(郵便の不達等による再送付の場合は再送の案内)の到達日(特定記録郵便のお届け済み日)の翌日から起算して20日(当日消印有効)以内であれば申請可能です。</p> <p>その場合は、申請書類と併せ、休業要請支援金の不支給決定通知書の写し(再送付の場合は、当初の支援金不支給決定通知書の写しと再送の案内の写し)を添えてください。</p> <p>なお、不支給決定通知書の到達日(特定記録郵便のお届け済み日)は、封筒に記載の問い合わせ番号により、日本郵便のホームページにて、配送履歴欄をお調べください。</p>	7月3日 回答修正